

## 弘前市と弘前大学の連携に関する協定書

弘前市と弘前大学は、相互の発展に資するため、教育、文化、産業等の分野で協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと教育、文化、産業、まちづくり、学術研究、健康・医療・福祉、自然・環境等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること
- (2) 文化の育成・振興に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) 健康・医療・福祉に関すること
- (7) 自然・環境に関すること
- (8) その他必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

(有効期間)

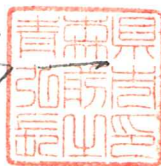
第4条 この協定の有効期間は、両者の代表者が署名した日から発効し、平成19年3月31日までとする。ただし、弘前市及び弘前大学から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成18年 9 月19日

弘前市長

相馬 鋁



国立大学法人弘前大学長

遠藤 正彦



## 弘前大学と弘前市の連携に関する協定書

弘前大学と弘前市は、相互の発展に資するため、教育、文化、産業等の分野で協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと教育、文化、産業、まちづくり、学術研究、健康・医療・福祉、自然・環境等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること
- (2) 文化の育成・振興に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) 健康・医療・福祉に関すること
- (7) 自然・環境に関すること
- (8) その他必要と認める事項

(協議事項)

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、両者の代表者が署名した日から発効し、平成19年3月31日までとする。ただし、弘前大学及び弘前市から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成18年 9 月19日

国立大学法人弘前大学長

弘前市長

遠藤 正



相馬 鎔

